



今年度4月の介護保険制度改正の中で、私たちケアマネの一番の関心事は「生活援助をおおむね月30回を超えるプランの場合は自治体に届け出て、「地域ケア会議」(*1)で検証し、助言を受ける」という運営規定の見直しであろう。

介護保険がスタートして18年。これまでケアマネは利用者・家族の思いを受け止め、様々な角度から検討してケアプランを提案。話し合いながら本人・家族が選択・決定することを支援してきた。独居、夫婦2人暮らし、特に認知症の方は食事や身の回りの世話等ヘルパーの支援が命綱であり、当然1日複数回の支援が必要となる。ヘルパーによる生活援助で何とか日常生活を維持している高齢者は少なくない。

2月13日の国会集会『ケアプランは誰のもの』(*2)で、厚労省の担当者は「ケアプラン修正の強制でも行政処分でもない。サービス給付の制限をするのではなく、自立支援、重度化防止、地域資源の有効活用という観点から必要に応じて助言をすることが目的」と話した。が、第三者による検証を受けること自体が、ケアマネ、利用者を全く信頼せず、ケアマネの専門性を否定するもので、正直「もう、やっていられない!」という気分である。地域ケア会議の専門職が助言すると言うが、ケアマネは「プランのチェックを受ける」ととらえざるを得ない状況となり、自己規制をすることにつながるだろう。以前、国から生活援助の抑制策が出された時も、自治体側の過剰な反応に、ケアマネは自己規制していった。うがって見れば、国はそれを狙っているのでは?と思ってしまう。

そんな鬱々とした気分の時に、3月13日に三原岳氏(*3)の講演(*4)を聞く機会があり、その中で、介護保険創設時を振り返り、「介護保険の原則として『自己選択、自己決定』があり、そのことで『尊厳』が保たれるのだ」と話された。

時代も制度も変化し続ける中、ケアマネもその中で働かざるを得ない現実があるが、ケアマネ事業所として、ケアマネ個人として、利用者の立場に立ち続けることはできるのではないかと気づかされた。こんな時代だからこそ、介護保険の原則に立ち戻り、利用者の側に立って発言する者が必要なのだ。専門職の誇りを持って、忖度することなく、自己規制をすることなく、利用者の生活を守るべく主張しようと思う。

(ケアプランえん／加藤真弓)

(*1) 個別ケースの支援内容の検討から地域課題を抽出し、地域の人々や専門職の声を活かして社会基盤の整備を行い、地域の実態に合わせた地域包括ケアシステムを創るための一つの手段で、他職種の専門職(薬剤師、栄養士、理学療法士等)による検討会議

(*2) 市民福祉情報オフィス・ハスカップ主催 (*3) ニッセイ基礎研究所 准主任研究員

(*4) 新座ケアマネジャーネットワーク主催『「自立」支援の裏側を読み解く～制度改正に向けた論点と課題～』